

教 養 第 1 7 8 号
令 和 3 年 3 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察体力検定等実施要綱の制定について

この度、青森県警察体力検定等実施要綱を別添のとおり制定し、令和3年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の運用に伴い、「青森県警察体力検定等実施要綱の制定について」（平成29年3月13日付け青警本教第477号、以下「旧要綱」という。）は廃止する。

記

1 制定の理由

警察庁において、「警察体力検定等準則」及び「警察体力検定等実施細目」の内容が見直され、「警察体力検定等実施要綱」に一本化されたことから、所要の改正を行うものである。

2 主な変更点

(1) 立会責任者の指定要件の緩和

旧要綱において、立会責任者の指定要件については、所属の警部又は同相当職の職員又は体力検定等の実施に関する研修会を受けた警部補とされていたものを、所属の警部補以上の警察官又は警部補相当職以上の一般職員であれば指定できるよう緩和した。

(2) 測定責任者の指定要件の変更

旧要綱において、測定責任者の指定要件については、体力検定等の実施に関する知識、安全管理等に精通した所属職員の中から指名するとされていたものを、所属の警察官又は一般職員のうち体力検定等の実施に関する研修等を受けた者の中から指定することとした。

(3) 安全管理の内容整理

実施前の施設及び使用器具の安全点検の確実な実施、体力検定実施の際の補助員の配置等、内容を整理した。

担当：教養課術科教養係

別添

青森県警察体力検定等実施要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、警察体力検定等の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 体力検定等の目的

体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

第3 推進体制

1 運営責任者

- (1) 警務部教養課長を運営責任者とする。
- (2) 運営責任者は、体力検定等の実施に関する必要な事務及び運営を行うものとする。

2 実施責任者

- (1) 運営責任者は、各所属の長を実施責任者に指定する。
- (2) 実施責任者は、体力検定等を計画的かつ安全に実施する責を負う。

3 推進責任者

- (1) 実施責任者は、所属の警部以上の階級にある警察官又は警部相当職以上の職にある一般職員の中から推進責任者を指定する。
- (2) 推進責任者は、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。

4 立会責任者

- (1) 実施責任者は、所属の警部補以上の階級にある警察官又は警部補相当職以上の職にある一般職員の中から立会責任者を指定する。
- (2) 立会責任者は、所属の体力検定等の実施に必ず立ち会い、安全かつ適正な体力検定等の実施に努めなければならない。

5 測定責任者

- (1) 実施責任者は、所属の警察官又は一般職員のうち体力検定の実施に関する研修等を受けた者の中から測定責任者を指定する。
- (2) 測定責任者は体力検定が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。
- (3) 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

第4 体力検定等の対象及び実施基準

1 対象

警察官とする。

2 実施基準

年1回以上実施するものとする。

第5 体力検定等の種目及び実施要領

1 警察体力検定の種目は、「J A P P A T」（ジャパット）とする。

2 体力テストの種目は、次のとおりとする。

(1) 握力

(2) 上体起こし

(3) 長座体前屈

(4) 反復横とび

(5) 20mシャトルラン（往復持久走）

(6) 立ち幅とび

3 体力検定等の実施要領は、「J A P P A T実施マニュアル」（以下「マニュアル」という。）及びスポーツ庁の「新体力テスト実施要項」（以下「体力テスト実施要項」という。）の定めるところによるものとする。

第6 強化期間の指定

1 警察本部長は、体力検定等の実施を促進するため、積極的に実施すべき期間（以下「強化期間」という。）を指定するものとする。

2 強化期間における体力検定等の実施計画は、原則としてそれぞれの所属において策定するものとするが、警察本部内所属（機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊を除く。）については、運営責任者が策定するものとする。

第7 受検結果の評価等

1 受検結果の記録

推進責任者は、測定責任者に体力検定等の受検結果を記録させるとともに、その記録を実施責任者に提出しなければならない。

2 評価

(1) 警察体力検定

J A P P A T実施マニュアル「警察体力検定級位基準表」に基づき級位を認定するものとする。

(2) 体力テスト

新体力テスト実施要項「テストの得点表および総合評価」により判定す

るものとする。

3 受検結果の報告

実施責任者は体力検定等の受検結果について、別途指示する要領に基づき、運営責任者に報告しなければならない。

第8 体力検定等の効力

体力検定等の結果は、認定の日から翌年度末を有効とする。ただし、当該有効期間内に新たに認定を受けた場合は、その評価をもって有効とする。

第9 結果の活用

運営責任者は、体力検定等の所属ごとの傾向、部門ごとの傾向等を分析し、警察官の体力水準向上のための施策を積極的に講じるものとする。

第10 昇任試験への加点

体力検定等の実施年度末の評価は、別に定める基準により、次年度の各級昇任試験の加点項目とすることができる。

第11 安全管理

- 1 体力検定等を実施する際は、マニュアル及び体力テスト実施要項に従い適正かつ安全に実施すること。
- 2 体力検定等実施前は、施設及び使用器具の安全点検を確実に実施するとともに、受検者の健康状態、既往症等を把握し、体力検定等実施に支障がないことを確認すること。
- 3 体力検定等実施場所の気温及び湿度に配意し、熱中症事故防止に努めること。
- 4 体力検定等を実施する際には、運動に適した服装を着用させるとともに、準備運動及び整理運動を十分に行わせ、受傷事故防止に努めること。
なお、警察体力検定を実施する際には、検定終了直後の転倒を防止するための補助員を必ず配置すること。
- 5 体力検定等実施中は、常に受検者の動静に注視し、異常を認めたときは、直ちに体力検定等を中断させ必要な措置を講ずること。

第12 その他

警察大学校、管区警察学校及び青森県警察学校において実施した体力検定等の結果については、運営責任者に通報することにより、体力検定等の結果として計上できるものとする。